

梓川 FC・JY クラブ規約

第1条 名称

本クラブは、梓川 FC・JY（アズサガワエフシー・ジュニアユース）（以下「本クラブ」という。）と称する。

第2条 目的

本クラブは、サッカーを通じ、地域スポーツの振興と普及及び会員である選手の健全育成を図る事を目的とする。

第3条 構成

本クラブは、U-13、U-14、U-15 の3種類のカテゴリーで構成する。

第4条 活動日

各カテゴリーとも、部活動の活動状況と調整し、平日、祝祭日及び土日に活動する。

また、雨天代替については、できる限り振替日を設けることとするが、その決定及び日程調整は本クラブに一任するものとする。

第5条 活動期間

本クラブの活動期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

（中学3年生については活動期間を中体連終了後までとし、以後の活動には継続届を提出するものとする）

第6条 入会資格

本クラブに入会するものは、次の要件をすべて満たしたものとする。

1. 本クラブの趣旨に賛同し、本規約に同意し遵守できるもの。
2. スポーツを行うのに適した健康状態であるもの。
3. 活動費など各費用の納入が可能で、本クラブが指定するスポーツ保険に加入できるもの。
4. 本クラブの選手としてチーム加盟登録を行えるもの。
5. 本クラブが入会を許可したもの。
6. 未成年においては、保護者も本規約に準ずることを承諾したもの。

第7条 入会

本クラブに入会を希望するものは、申込書及び誓約書に必要事項を記入し提出する。年度途中の入会、月途中の入会も認めるが、活動費は入会期より全額支払うものとし、日割り計算はしない。

第8条 活動費等

本クラブが定める方法により、所定の活動費を、各期の集金期日までに支払う。なお、一旦納入した各費用は、理由のいかんを問わず返還しない。ただし、本クラブがやむを得ない事由に基づくものと認めた場合は、この限りではない。

第9条 別途費用

次の項目については、別途、実費徴収とする。

- ・選手登録料及びスポーツ保険費用
- ・各大会におけるパンフレットなどの諸費用
- ・遠征及び合宿にかかわる費用
- ・会場までの交通費
- ・本クラブ指定の物品購入の代金
- ・その他、本クラブにおいて活動費に含まれないと判断されるもの

第10条 遵守事項

会員は次の項目を厳守しなければならない。

1. 本規約を遵守すると共に、指導者の指示に従うこと。
2. 練習には真摯に取り組み、向上心をもって参加すること。
3. トレーニング並びに試合会場での諸規則に従うものとする。
4. 秩序を守り、学業においても努力し、規則正しい生活を送ること。

第11条 禁止事項

会員及びその保護者は次の行為を行ってはならない

1. 本クラブの内部事情（練習の内容など）を第三者へ開示する。
2. 本クラブの秩序・風紀を乱す行為。
3. 本クラブを利用して宗教・政治団体などの各種団体関係の勧誘及び、一切の活動。また、会員への営利目的の活動。
4. 保護者から監督・コーチに対し、選手起用、指導方針、指導方法についての意見・批判。また、それらについて監督・コーチへ直接連絡をすること。ただし、意見・相談については保護者会長及び各役員・公式アカウントを通じて対応できるものとする。
5. 保護者から練習及び試合時に、本クラブ選手に対する過度な干渉、指導、叱責、及び審判への暴言、相手選手に対する敬意を欠く言動。

第12条 届出事項の変更

会員は、本クラブに届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、また保護

者の緊急連絡先に変更があった場合は、遅滞なく本クラブへ届け出るものとする。

第13条 保険

会員は入会手続き完了後、必ずスポーツ安全保険に加入する。加入手続きは本クラブが行い、保険料は会員が支払う。

第14条 補償

会員がトレーニング中及びトレーニング会場への行き帰りで傷害を受けた場合は、加入するスポーツ保険の範囲内での補償及び責任とする。

第15条 負傷時の処置

会員がトレーニングまたは試合において負傷した場合、本クラブが応急処置を施す。ただし、その後の治療、入院、通院等については各家庭で責任を持って行うものとし、本クラブは一切責任を負わない。

第16条 免責

会員は施設利用に関する諸規則並びに施設管理者及び指導者の指示に従って行動するものとし、これに違背して盗難、傷害等の事故が発生した場合、本クラブ及び指導者並びに施設管理者に対して、一切の傷害賠償を請求しない。

第17条 退会

本クラブからの退会を希望する者は、退会しようとする月の前月末日までに届け出る。

第18条 資格の停止及び除名

会員(親権者を含む)が、次の事項に該当するとき、または本クラブが会員として不適格と判断した者に対し、本クラブ会員より除名することができるものとする。

1. 本規約が定める諸規則に反した場合。
2. 当クラブの名誉と品格を著しく毀損したとき。
3. 刑事法規に抵触する行為を行ったとき。
4. 活動費、その他諸費用等を2か月以上滞納したとき。
5. その他、当クラブが資格の停止もしくは除名を妥当と認めたとき。

第19条 個人情報の管理について

本クラブは、会員に関する個人情報について、適切かつ慎重に取り扱いを行い、クラブ運営に関する事項以外の利用は行いません。ただし、会員の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合などは法令に基づき第三者に個人情報を提供する。

第20条 当クラブからの連絡について

1. 活動の中止や変更は、SNS、メールまたは電話で連絡する。
2. SNS等での活動報告に了承すること。

第21条 事業年度及び会計年度

本クラブの事業年度及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第22条 設立年月日

本クラブの設立年月日は、2016年4月1日とする。

第23条 所在地

本クラブは代表者宅に主たる事務所を置く。

第24条 役員

本クラブは、次の役員を選任する。

役員は、会員保護者の中から選出され、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- ・会長 1名
- ・副会長 1名
- ・会計 2名
- ・運営委員 各学年より代表者1名

第25条 会議

本クラブは、次の会議を置くものとする。

- ・総会
- ・役員会

第26条 総会

総会の開催については、次のとおりとする。

1. 年1回通常総会を開催する。時期、場所、議題等については役員会において決定する。
2. 総会は、会員の3分の2の出席をもって成立する
3. 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第27条 役員会

役員会の開催については、次のとおりとする。

1. 役員会は会長が招集し、議長は会長または副会長とする。

2. 役員会は、臨時総会を開催するいとまのない場合において、本クラブの目的を達成するためやむを得ないと認められるときは、総会の権限に属する事項について審議し議決することができる。
3. 役員会はクラブの活動を把握し、第2条の目的が達せられるよう支援する。
4. 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第28条 クラブの解散

本クラブは、次に掲げる事由により解散する。

1. 総会の決議
2. 目的とする事業の成功の不能
3. 会員の欠亡
4. 合併
5. 破産

第29条 改正及び細則

本クラブは、必要に応じ随時本規約を改定出来るとともに、その改定内容は全会員に通知、適用されるものとする。また、本規約に定めない事柄等必要な細則は、本クラブが定めることが出来るものとする。

第30条 施行

本規約は、2024年4月1日より施行される。

付則

1. 令和6年7月23日 第5条及び第11条一部条文の追加、同日施行
2. 令和6年12月10日 第24条～第28条追加

梓川 FC JY 運営方針

令和6年11月

1 活動目標

- ・ チームメイト、対戦相手、保護者、指導者など、多様な関係者と交流を重ねることで、責任感、連帯感、礼儀などを身につけ、良好な人間関係の構築に資する環境を提供する。
- ・ 体力や運動能力の向上、サッカーへの興味付けや技術の開発・向上を図る。
- ・ 楽しさ、苦しさ、嬉しさ、悔しさなど、数多くの様々な体験をすることで、学生生活を豊かなものにするとともに、よりよい社会人として育成されることを目指す。

2 活動方針

- ・ 中学生年代の成績のみを過度に追及することなく、中学卒業後もサッカーと様々な形で関わることができるよう、必要な技術・戦術・原理・原則を習得することを重視する。
- ・ サッカーの技術向上のみならず、人間性を高めることを意識した指導を提供する。

3 指導方針

- ・ チームの目標また個人の目標を設定し、その達成のために何をすべきかを考え、自分の意志で行動し努力できる人間となれることを目指した指導を行う。
- ・ 練習や試合を含め様々な体験をする中で、フェアプレーやチームワークの重要性、リスペクトの精神などを学び、健全なスポーツマンシップの精神を育む。
- ・ 失敗を恐れずチャレンジさせることで、技術の向上とともに、忍耐力、向上心を養う。

4 指導者のあり方

- ・ 指導する立場として恥じない言動を心がけ、常に社会人として高いレベルでのモラルを維持する。
- ・ 選手たちの技術的、精神的な成長を促し、常に質の高い指導が提供できるよう、指導に有益な関連資格の取得、講習会の受講などに積極的に取り組み、自己研鑽に努める。
- ・ 暴力、暴言は、いかなる理由があっても許されるものではないことを理解し、常にプレーヤーズファーストの考えで指導を行う。

5 休養日及び活動時間

特別な事情のある場合を除き、以下のとおりとする。

- ・ 平日の活動は、原則 2 時間以内（現在は、部活動として活動）
- ・ 休日の活動は、原則 3 時間以内（土日いずれかは休養日を確保する）

6 大会の参加

- ・ リーグ戦
- ・ 中体連大会
- ・ 各種フェスティバル、等

梓川FC JY 2024年度活動計画

平日は、部活動として活動

月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
4月					
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
5月					
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
6月					
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
7月					

月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
8月					
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
9月					
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
10月					
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
11月					

月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
12月	12月1日	日	9:00~14:00	梓川中	練習試合
	12月7日	土	9:00~14:00	旭町中	練習試合
	12月14日	土	9:00~14:00	梓川中	練習試合
	12月15日	日	9:00~14:00	梓川中	練習試合
	12月21日	土		石川県(仮)	北信越新人戦
	12月22日	日		石川県(仮)	北信越新人戦
	12月23日	月		石川県(仮)	北信越新人戦
	12月28日	土	9:00~12:00	梓川中	クラブ内イベント
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
1月	1月11日	土	9:00~12:00	梓川中	練習
	1月18日	土	9:00~12:00	梓川中	練習
	1月25日	土	9:00~12:00	梓川中	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
2月	2月1日	土	9:00~12:00	梓川中	練習
	2月8日	土	9:00~12:00	梓川中	練習
	2月15日	土	9:00~12:00	梓川中	練習
	2月22日	土	9:00~12:00	梓川中	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
3月	3月1日	土	9:00~12:00	梓川中	練習
	3月8日	土	9:00~12:00	梓川中	練習
	3月15日	土	9:00~12:00	梓川中	練習
	3月22日	土	9:00~12:00	梓川中	練習
	3月29日	土	9:00~12:00	梓川中	練習